USJC 人権ポリシー宣言

ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社（以下、「USJC」という。）、 UMC グループが準拠する RBA 行動規範などの国際規範・基準の精神と、現地の法規に則り、人権方針を策定しています。

適用範囲

本方針は、USJC およびその関連会社に適用されます。USJC は人権の保護に努め、日常の業務やすべての事業活動が法令・要件を満たすことを保証します。また、サプライヤー、ビジネスパートナー、顧客、その他 USJC の事業運営や発展に関わるすべての関係者にも、本方針の遵守を期待しています。

私たちのコミットメント

USJC は、従業員、顧客、サプライヤー、ビジネスパートナー、そして USJC の事業拠点が所在する社会環境を含む、事業運営のあらゆる側面で人権課題を考慮します。USJC は、ステークホルダーが自由かつ安全に意見を表明できるよう、多様なコミュニケーションプラットフォームとチャネルを継続的に提供し、ステークホルダーからの提案に効果的に対応します。USJC は、以下の管理原則を遵守し、人権方針の実施を確保します。

管理原則

1. 事業拠点の現地法規を遵守し、安全な労働環境を提供します。
2. 強制労働、児童労働、人身売買を禁止します。
3. 人種、性別、性的指向、年齢、国籍、政治的志向、宗教、婚姻状況、障害などによる差別なく、平等な雇用機会と報酬を提供します。
4. 従業員の結社の自由、平和的な集会および団体交渉の権利を尊重します。
5. 安全で衛生的かつ健康的な職場環境を提供します。
6. プライバシーを尊重し、個人情報の収集および利用は法規制に準拠して行います。
7. あらゆる差別・ハラスメントに反対します。
8. 責任ある調達と生産を実施し、サプライチェーンにおける紛争鉱物の排除を確保します。
9. 定期的に人権リスク評価を実施し、事業活動における潜在的リスクを確認します。
10. 人権リスクの影響を低減するための緩和および救済措置を策定します。
11. 同一または同等の価値を有する労働に対して、公正かつ適正な賃金を支給します。また、雇用形態その他の合理的な理由のない不合理な待遇差を設けず、同一労働同一賃金の原則を遵守します。

USJC 反差別および反ハラスメントポリシー

USJC は、職場におけるあらゆる違法な侵害行為に対して「ゼロ・トレランス（不寛容）」の原則を明確に宣言します。職場におけるいかなる形態の差別やハラスメント（目に見えるもの・見えないものを問わず）も禁止し、すべてのサプライヤー、パートナーにも本方針の遵守を求めます。

差別に対するゼロ・トレランス

USJC は、職場において、人種、肌の色、国籍、性別、性的指向、年齢、婚姻状況、政治的立場、宗教的信条、または業務遂行と無関係なその他の個人的特性に基づく差別を一切禁止します。これには、言葉による差別や、上記の特性を従業員の採用、評価、昇進の基準とすることも含まれます。

ハラスメントの禁止

USJC は、職場におけるいかなるハラスメント行為を禁止します。

教育・研修および啓発の実施

USJC は、全従業員に対して反差別・反ハラスメント研修を実施し、毎年、法令遵守意識の啓発およびテストを定期的に行います。これにより、安全・尊厳・ゼロ差別・ゼロハラスメント・相互尊重・寛容・平等な機会のある職場文化の醸成を目指します。

通報および調査手続き

職場における各種差別、求職者に対するセクシュアルハラスメント含むハラスメントに対応するため、USJC は以下の通報窓口を設けています。

- 相談窓口電話番号：0594-48-5680
- 相談窓口メールアドレス：usjc-jinken-staff@dl.usjpc.com

すべての従業員は、良好な職場環境を維持する責任があります。差別やハラスメント、その他の違法な侵害行為を経験・目撃・知った場合は、人事部門または従業員通報ホットラインに速やかに連絡してください。通報を受けた場合、会社は秘密を厳守し調査を行い、事実が確認された場合は加害者に対して相応の懲戒処分を行います。

懲戒

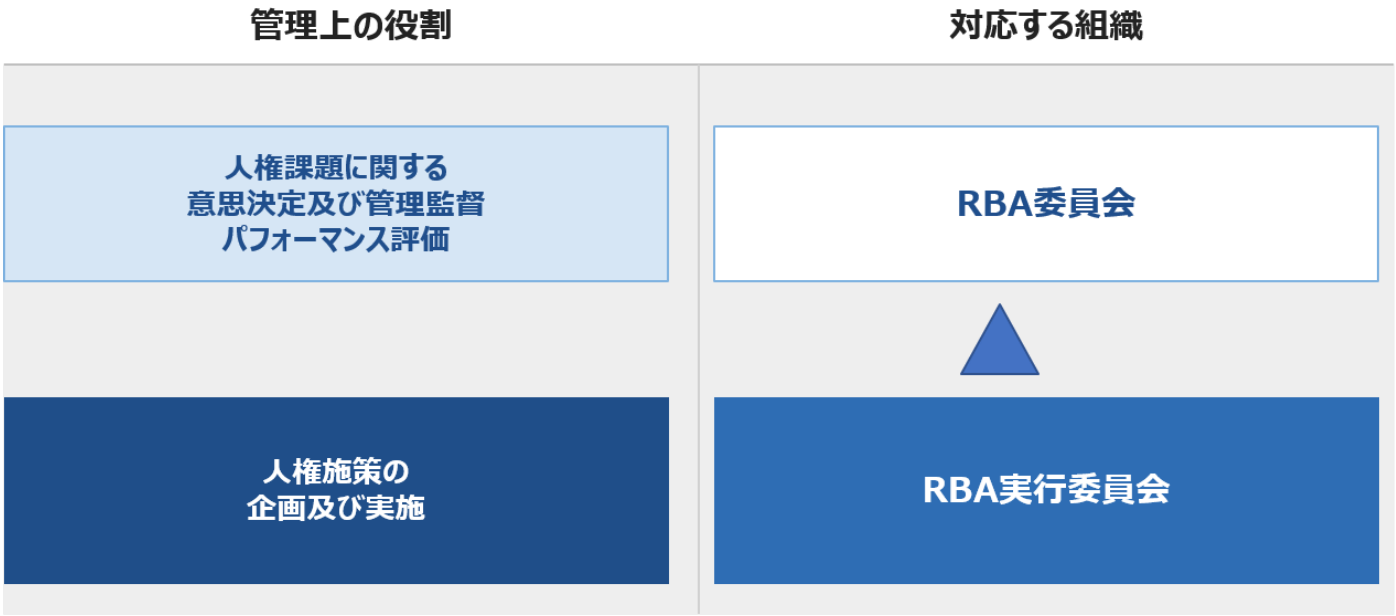
職場におけるあらゆる差別、ハラスメント、その他の違法な侵害行為に対して、会社は状況の重大性に応じて是正措置および懲戒処分を行います。重大な場合は加害者を解雇します。また、通報者、告発者、調査協力者に対する報復行為も厳しく禁止し、報復があった場合も懲戒処分の対象となります。

労働者の権利の尊重

人権推進の取り組み

USJC の RBA 委員会は人権課題の管理における最高意思決定・監督機関として、管理監督の役割を担っています。RBA 実行委員会は人権施策の企画及び実施をいたします。

人権ガバナンス体制



公正な方針の実施と人権保護

USJC は、国際労働機関（ILO）三者宣言、OECD 多国籍企業行動指針、国連世界人権宣言、国連グローバル・コンパクトを支持し、尊重しています。また、責任ある企業同盟（RBA）の行動規範および関連する国際的な提唱原則を遵守しています。さらに、USJC はすべての事業拠点において、労働およびジェンダー平等に関する規定や、人権保護および労働方針を策定しています。

USJC の中核的労働権利問題への重点項目	
労働	強制労働の禁止、児童労働の禁止、労働時間、賃金および福利厚生、人権の保護、差別の禁止および結社の自由。USJC では児童労働につながるいかなる行為も認めていません。
倫理	事業の誠実性、不正な利益の禁止、情報開示、知的財産の保護、公正な取引・広告・競争、身元の保護、責任ある鉱物調達、プライバシーの保護および報復の禁止。
労使関係	従業員が採用された後、従業員全員が USJC と労働契約を締結します。USJC が大規模な解雇を実施する際には、労働法規に従って通知期間を設け、解雇前に協議を行います。私たちは従業員の権利を尊重し、必要な支援と援助を提供します。
強制労働	雇用契約には、雇用者と従業員の関係が双方の同意によって成立することが明記されています。強制労働、奴隷労働および人身売買の使用は禁止されています。
労働時間	USJC の規則では、従業員の通常の労働時間および残業時間は、適用される労働法

	および規則に従い、時間外手当等を支払うことが定められています。 USJC は、労働時間管理システムによって労働時間を管理しています。さらに、USJC は時間外協議会において、労働時間を労使で確認し、従業員に対して定期的に周知しています。
公平と非差別	USJC は、職場におけるハラスメント、または差別的な行為を一切禁止しています。会社は、従業員の採用、評価、昇進において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性自認または表現、民族または国籍、障がい、妊娠、宗教、政治的信条、労働組合への加入、婚姻状況などの要素を基準として使用しないことを明確に定めています。さらに、この方針は賃金、昇進、報奨、研修の機会にも影響を与えません。

職場における違法行為へのゼロ・トレランス（不寛容）方針

USJC は、さまざまな職場での不正行為に対して「ゼロ・トレランス（不寛容）」の姿勢を明確に示し、安全で尊厳が守られ、差別のない、相互に尊重し合う、包摂的な職場文化の確立に取り組むことを表明しています。

責任ある企業同盟行動規範（RBA）

USJC は、職場の安全を確保し、グローバルな電子産業サプライチェーンの労働権基準を遵守するため、2026 年に責任ある企業同盟行動規範（RBA）委員会を設立しました。この委員会は、「労働」「安全衛生」「環境」「倫理」「管理システム」の 5 つの分野に重点を置いて活動しています。

USJC は、企業の持続的な発展を実現し、顧客の要求に応え、企業の利益をもたらすために、顧客やサプライヤーと積極的に連携し、関連する国際的人権基準の推進および RBA 行動規範の遵守に努めています。

従業員とのコミュニケーション

USJC は、従業員の団体交渉、集会、結社の自由を尊重しています。

従業員およびその代表者は、労働条件等について経営陣と自由に意見交換を行い、差別、報復、脅迫、ハラスメントを恐れることなく、自分の考えや懸念を共有することができます。USJC の労働組合委員は、自由選挙または従業員による指名で選出されています。USJC は従業員からの苦情や申し立てのための様々なチャネルを設けています。

チャネル	取扱い内容	連絡先・方法
1. 公益通報窓口	法令や当社の行動の規範に反する、又は反する疑いがある行為に関する相談・通報	https://www.usjpc.com/contact/
2. 人権相談窓口	パワハラ・就活セクハラ・カスハラ等のハラスメント全般、人権侵害についての相談	usjc-jinken-staff@dl.usjpc.com